

プロジェクト パーシャルスピノフの会計処理

項目 本日の審議事項

### 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会において検討を行う事項の概要についてご説明することを目的としている。

### これまでの経緯

2. 第 498 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 22 日開催）において、「パーシャルスピノフの会計処理」を企業会計基準委員会の新規テーマとすることを決定した。
3. 第 102 回企業結合専門委員会（2023 年 4 月 13 日開催）及び第 500 回企業会計基準委員会（2023 年 4 月 26 日開催）以降に行った審議状況は、以下のとおりである。

検討した項目	企業会計基準委員会	企業結合専門委員会
<b>基準開発の範囲</b>		
・本プロジェクトにおける基準開発の範囲	第 500 回 (2023 年 4 月 26 日)	第 102 回 (2023 年 4 月 13 日) 第 104 回 (2023 年 6 月 5 日)
・本プロジェクトにおける例外的な取扱いの範囲		第 104 回 (2023 年 6 月 5 日)
<b>会計処理</b>		
・株式分配実施会社に一部の持分を残す株式分配（以下「一部留保の株式分配（按分型）」という。）を行った場合におけるスピノフ実施会社の個別財務諸表上の会計処理	第 501 回 (2023 年 5 月 16 日)	第 102 回 (2023 年 4 月 13 日) 第 103 回 (2023 年 5 月 8 日)
・一部留保の株式分配（按分型）を行った場合におけるスピノフ実施会社の連結財務諸表上の会計処理の方向性	第 501 回 (2023 年 5 月 16 日)	第 103 回 (2023 年 5 月 8 日)

検討した項目	企業会計基準委員会	企業結合専門委員会
・株式分配実施会社の連結財務諸表上の会計処理		第104回 (2023年6月5日)

### 本日の検討事項

4. 本日は、一部留保の株式分配（按分型）を行った場合における株式分配実施会社の連結財務諸表上の具体的な会計処理について、支配を喪失しない場合（審議事項(3)-2）、支配を喪失して関連会社になった場合（審議事項(3)-3）及び支配を喪失して関連会社にも該当しなくなった場合（審議事項(3)-4）のそれぞれに対してご意見を伺う。
5. また、一部留保の株式分配（按分型）を行った場合における株式分配実施会社の個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理に関する例外的な取扱いの範囲及び基準開発の範囲についてご意見を伺う（審議事項(3)-5）。
6. 関連する企業結合専門委員会及び企業会計基準委員会で聞かれた意見については、次のとおりお示ししている。
  - (1) 第501回企業会計基準委員会（審議事項(3)-6）
  - (2) 第104回企業結合専門委員会（審議事項(3)-7）

以 上